

令和8年度青森県3D設計導入促進事業費補助Q & A

(R8.4.27 時点)

No.	質問事項	回答
1	以前導入していたが、昨年度途中で解約した。これから再度導入を検討しているが補助の対象か	申請時点において過去1年間未導入の場合であることが補助要件であるため、過年度に契約していた実績があったとしても、過去1年以上前に解約しているのであれば補助の対象となります。
2	3次元設計ソフトには、ICT建設機械用の「3次元設計データ作成」のためのソフトウェアも補助の対象か	対象です。
3	年払いのクラウド型サービスの契約の場合、利用料の補助金額はどのように計上したらよいか	交付要綱第4に記載のとおり、補助事業実施期間内に要する経費に限ります。交付決定後、交付決定日以降から事業実施期間の末日までの期間が対象となり、年払いの額をこの期間で日割計算した経費が補助対象となります（1円未満切り捨て）。
4	3次元測量、施工、出来形管理のためのソフトウェア（点群データ作成、現場計測、丁張設置等のソフト）は補助の対象か	対象外です。なお、3次元設計ソフトウェアの追加オプションとしても対象外です。
5	ハイスペックPC単体のみの導入は補助の対象か	対象外です。なお、中古品についても対象外となります。
6	ハイスペックPCをリースとする場合は補助対象か	リースも対象としますが、ソフトウェア同様、補助事業実施期間内に要する経費に限ります。また、交付決定日以降に契約したもののみが対象となります。
7	3次元設計ソフトは導入済みであるが、新たに3D河川設計や3D交差点設計等の追加オプションを導入するのは補助の対象か	対象外です。 なお、3次元設計ソフトを新たに導入する場合で、3次元設計に関連したオプションを併せて購入する場合は対象となります。

No.	質問事項	回 答
8	<p>次年度の12月までに導入効果を報告とあるが、3D設計業務の発注件数が少なく受注できなかった場合はどうすればいいのか</p>	<p>その他の方法も併せてご検討ください。想定されるものとして以下を参考としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業（国、県、市町村等発注）における通常の設計業務内にて、試行的に、一部工種（区間）等について3次元モデル又はICT活用工事での3次元設計データを作成（費用計上については受発注者協議による） ・協会主催の出前講座、設計実習でのデモンストレーション ・自治体の災害応急対応、防災訓練等での3次元設計への協力 ・東北地方整備局のICTサポーターへの登録及び3次元設計の県内企業への横展開等 ・工事施工業者より依頼を受け、ICT活用工事での3次元設計データを作成 etc. <p>なお、活用実績がない場合は、県の補助金等の交付に関する規則第16条に基づき補助金返還となる場合があります。</p>
9	<p>申込みにあたり、メールで提出する際の注意点は</p>	<p>電子メールに添付できるデータ容量の上限は10MBです。 それ以上となる場合は別途ご相談願います。</p>